

議案第 32 号

あきる野市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 30 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市都市計画税条例の一部を改正する条例

あきる野市都市計画税条例（平成 7 年あきる野市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項の前の見出し及び同項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改める。

附則第 7 項及び第 8 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第 9 項、第 10 項、第 11 項（見出しを含む。）及び第 13 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改める。

附則第 14 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第 17 項中「第 17 項」の次に「、第 18 項、第 20 項」を加え、「若しくは第 45 項」を「、第 45 項若しくは第 48 項」に改める。

附則第 19 項の見出し中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同項中「平成 27 年法律第 2 号）附則第 18 条」を「平成 30 年法律第 号）附則第 22 条」に、「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 17 項の改正規定（「若しくは第 45 項」を「、第 45 項若しくは第 48 項」に改める部分に限る。）は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のあきる野市都市計画税条例の規定は、平成 30 年度以後の年度

分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。